労働組合からパリテ

意思決定の場に女性を

２０２５年度　新聞労連

特別中央執行委員（女性役員枠）公募について

新聞・通信社で働く女性の比率は2020年に初めて2割を超え、24年4月現在、23．7%。20代では47．7%となり、ほぼ男女同数です。育児・介護との両立やセクシュアルハラスメントの問題など、女性の組合員が直面している課題に応え、ジェンダー平等を実現することは労働組合として喫緊の課題です。

新聞労連のいわゆる「役員会」である中央執行委員会は長年、意思決定の場にほとんど女性がいない状態が続いていました。

この状況を見直そうと、新聞労連は2019年1月の臨時大会で、女性が役員会に参加する方法を増やすために規約を改正。公募による「特別中央執行委員」（女性役員枠、**最大10人**）を新設しました。**労連役員の3割超が女性**になるように目指すものです。

この規約改正を後押ししたのは、女性の組合員の皆さんの声でした。

2018年12月の中央執行委員会の直前、100人を超す組合員から「積極的是正措置」の実行を求める意見書が労連本部に提出されました。その中には「新聞社はまだまだ男性社会。私自身もここで働き続けられるのか、未来があるのか、不安に襲われます」という悲痛な声もつづられていました。

2019年7月の定期大会で選出された1期は働き方からジャーナリズムのあり方まで様々な取り組みを行い、ボトムアップで変える原動力になりました。20年度の2期メンバーは「ジェンダーと報道」シンポジウムを開催。3期も「ジェンダー表現ガイドブック」出版、東北女性集会など活発に活動しました。4期メンバ

ーは各社のハラスメント対策について研究し、ハンドブックをまとめました。5期、6期は世代や性別に関わらず仕事がしやすく、長く働ける業界や会社になるための方策を探っています。

また、新聞労連は2024年秋にジェンダー平等実現に向けた具体的な道筋を検討する「ジェンダー研究部」を発足させており、ジェンダー研究部と連携しながら議論を進めていくことになります。

ぜひ、多くの皆さんの応募によって**誰にとっても働きやすく、希望を持って仕事ができる新聞・通信社**を作っていきましょう。

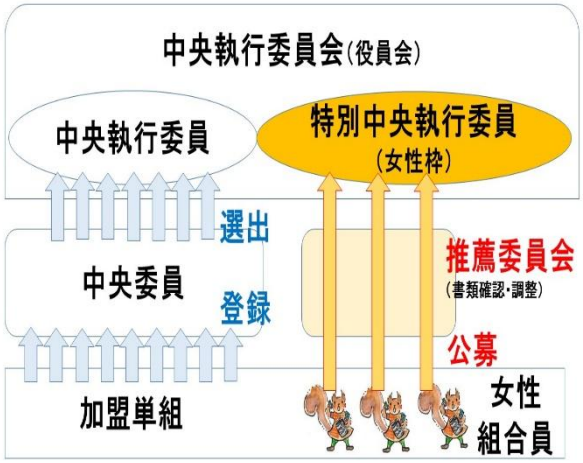

新聞労連は、全国87の新聞・通信社の労働組合が加盟する産別組織です。会社の枠を超えて、雇用確保や労働条件の向上、ジャーナリズムの強化などに取り組んでいます。また、新聞に加え、民放・出版などの単産でつくる日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)にも加盟し、メディア業界全体の労働環境の改善に取り組んでいます。その他、国際ジャーナリスト連盟(IFJ)に加盟し、世界的規模でのジャーナリスト運動にも参加しています。

そうした新聞労連の活動を、日常業務を統括する本部四役や書記と共に運営するのが中央執行委員です。

加盟単組が中央委員として労連に登録したメンバーから選ばれ、年6～7回行われる中央執行委員会(いわゆる役員会)の議論に参加します。毎年7月に開かれる定期大会で決められた方針に基づき、日常的な意思決定を担います。

特別中央執行委員(女性役員枠)は、中央委員としての登録の有無にかかわらず、女性組合員が公募によって、中央執行委員会(役員会)に参加できるようにするために設置された役職です。これまでの中央執行委員と同じ権限を持っています。

●新聞労連の役員になるメリットは？

① 役員会での発言権や議決権

特別中央執行委員になると、新聞労連のいわゆる「役員会」での発言権や議決権があります。また、メーリングリストなどを使った日常的な議論にも参加できるようになります。あなたの声が、より新聞労連の方針に反映されるようになります。

② 新しい働き方やジャーナリズムのあり方を提言

新聞労連では特別中央執行委員(女性枠)の創設とあわせて、「男性中心」といわれたメディアのあり方を変えていくプロジェクトを進めています。これまでのメディア業界は、男性を前提にした働き方・昇進などの評価基準でした。また、報道の仕方も「男性目線」への偏りが指摘されています。特別中央執行委員になれば、実態調査などを行い、誰もが働きやすい新しい時代の新聞・通信社やジャーナリズムのあり方を一緒に考え、提言していくことができます。

③ 相談・救済のネットワークづくり

2018年4月に起きた財務事務次官のセクシュアルハラスメントの問題

をきっかけに「メディアで働く女性ネットワーク」ができるなど、ネットワーク型の解決策が注目されています。セクシュアルハラスメント以外にも、ネット上などで女性が攻撃に遭うリスクが高まっている問題もあります。特別中央執行委員になれば、こうした問題に対応する相談・救済のネットワークを主体的につくっていくことができます。また、特別中央執行委員は Google チャットでつながっており、日常的な交流もできます。

●過去の特別中執の主な取り組み

★全国女性集会（19年11月）

長崎市幹部から取材中に性暴力を受け、訴訟を闘っている現役記者を支える会の発足イベントも兼ねて、長崎市で開催。作家の北原みのりさんらを招いたシンポジウム「＃MeToo とメディア　私たちは変われるか」や、フラワーデモを実施しました。全国の女性組合員のネットワークができるとともに、こうした様子は連日報道され、長崎を中心に被害者支援の輪を広げることにもつながりました。

★「女性管理職調査」と「国際女性デー」連携企画（20年3月）

20年1月の春闘臨時大会のジャーナリズム大賞の表彰式で特別中央執行委員が呼びかけ、会社の枠を超えて3月8日の「国際女性デー」にちなんだキャンペーン報道を展開。ジェンダーギャップ指数121位の日本社会を報道から変えていくことを目指しました。同時に各社のジェンダーバランスを明らかにする「女性管理職調査」も初めて実施しました。

★組合員アンケート（19年10～12月）と新聞協会への要請（20年2月）

労連結成70周年プロジェクトの組合員アンケートの作成・分析の中心を担いました。女性の組合員から労連の過去の調査を大きく上回る回答が集まり、性差別や女性管理職が少ない弊害、セクシュアルハラスメントの実態を浮き彫りにしました。こうした結果は、日本新聞協会にも提出。協会幹部への要請では、特別中央執行委員が「協会として明確な目標数値がないと、いくら時間を経ても変わらない」「若手はどんどん業界からいなくなっている。積極的な意思を持ったアクションを求めている」と訴え、最終的に協会側も「思いを十分受け止める」と応じました。

★春闘やコロナ対策などへの反映

19年9月の中央執行委員会で全国の労連役員が集まったとき、単組で委員長を務める男性の中央執行委員が、育児中の女性社員が勤務時間に制約をつけると、業務手当がゼロになってしまう問題への悩みを打ち明けました。「育児中で夜は職場を離れるけど、市政担当のキャップを務めていて、スクープもたくさん書いている。それなのに業務手当がゼロで賃金は10万円台。なんとか改善したい」

すると、特別中央執行委員の1人が「それは春闘で何とかしないといけないですよ」と乗り出し、各社の実態調査を始め、労連の春闘方針に反映。新聞業界全体で改善につなげていけるような取り組みを進めました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた労連の提言のとりまとめにあたっても、ジェンダーに配慮した対策を盛り込むことにつなげました。

★男性の生きづらさアンケート（20年11月）

11月19日の「国際男性デー」に合わせ、男性が感じるジェンダーギャップの実態を知ろうと初めて実施。622人から回答がありました。「女性が子育てをしながら働ける環境を整えないから、男性や独身の女性にしわ寄せがいく」など自由記述にも多くの記載があり、男性が感じる課題や本音を可視化させることができました。

★新聞大会でのチラシ配布（20年、21年11月）や新聞協会要請（21年3月）

日本新聞協会の女性役員が0、新聞38社の役員319人中、女性10人（20年3月、新聞労連調査）だったことを踏まえ、20年、21年の新聞大会で、「リーダー層3割以上を女性に」などを呼び掛けるビラを、参加者に配りました。

21年3月には日本新聞協会を労連役員として訪問し、専務理事らに女性登用を訴えました。

★ジェンダーと報道シンポジウム（20年12月）

ジェンダー平等の視点から報道の在り方を考えるシンポジウムを開催。林香里・東京大大学院教授と藤田結子・明治大教授を招いて、編集職場が男性中心主義的な現状、長時間労働が当たり前の過酷な働き方が続いている点について議論しました。また、記事やネットの見出しでジェンダー平等に配慮のない表現や、生活・家庭面で扱う生活者目線の記事が軽く扱われがちな現状、改善点も話し合いました。特別中央執行委員5人も登壇、シンポには会場、ウェブ合わせて男女約80人が参加しました。

★長崎性暴力訴訟の傍聴支援（21年10月）

2021年10月4日と18日に長崎市の幹部男性による女性記者への性暴力を巡る訴訟の口頭弁論が長崎地裁であり、傍聴支援に駆け付けました。

★ジェンダー平等宣言の起草

誰もが当事者意識を持って、あらゆる立場や場面でジェンダー平等を意識し、実現に向けて行動するなどを謳った、ジェンダー平等宣言を起草し、21年度春闘臨時大会で決議されました。

★ジェンダー表現ガイドブック作成

取材や記事執筆、写真、見出しなどにおいて、ジェンダー平等に関する観点から表現内容や表記のルール、取材手法などの指針となる「ガイドブック」作成に取り組み「失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック」（小学館）として3月22日に発売されました。

★全国女性集会を開催（22年４月）

全国女性集会を河北新報労組の協力を得ながら、4年ぶりに仙台で開催しました。東日本大震災の津波被災地を訪れて地域の人たちの話を聞いたほか、「わたしたちは災害にどう向き合うか」などをテーマにディスカッションしました。

★LGBTQ をテーマに学習会開催（23年6月）

「メディア業界における LGBTQ」をテーマに、報道と現状の課題、労働環境の両面で LGBTQ 対応を考える集会を大阪で開催しました。

★Stop！ハラスメントポケットハンドブック作成（23年7月）

ハラスメントの被害に遭ったときは、不当な扱いであることや不快感を、相手にきちんと伝

えることが必要ですが、その相手が自分より優位な立場にある場合、意思表示が難しいこともあります。そんな時に「STOP!ハラスメント より良い職場にするためのポケットハンドブック」を、そっと掲げて「今の、イエローカードですよ」と伝えてもらうため、黄色い表紙のポケットハンドブックを作成しました。立場や考えの違いにかかわらず、相手の人格を尊重する、そんな基本をいま一度、確かめて、ハラスメントのない職場を目指します。

●特別中央執行委員の応募要件は？

・新聞労連加盟労組の組合員であること
・新聞労連の大会（定期・臨時の年２回）や、中央執行委員会など（年６～７回）にリアルまたはオンラインで可能な限り毎回出席する
・特別中央執行委員が集まるオンライン会議（月１回程度）に出席する
・組合役員の経験の有無や年齢は問いません
・再選は妨げません
・大会・役員会に出席するための「交通費」「宿泊費」「日当」は労連本部が負担します
・

●応募の流れは？

【1】新聞労連のホームページや各単組に配布された「応募用紙」に記入

《記入する内容》

① 特別中央執行委員を志望する理由（新聞労連に対する考え方も含めて、400字程度）
② 応募にあたり労連本部に考慮して欲しいことや気がかりな点

【2】所属する単組を通じて、労連本部に「応募用紙」を提出　（メールまたは郵送）

※6月30日（月）労連本部必着

【3】本部4役（委員長、副委員長、書記長、書記次長）による推薦委員会の開催

提出書類の内容を確認し、調整。**※7月上旬**

【4】労連定期大会で選出

（任期は25年7月～26年7月の1年間）

●労連から単組・地連の皆さんへのお願い

①労連本部として周知に取り組みますが、より組合員の皆さんと身近な各単組においても、機関紙などによる周知へのご協力をよろしくお願いいたします。地連単位で女性集会を開く場合は、労連本部から役員を派遣するなどの支援をします。

②せっかく特別中央執行委員（女性役員枠）に選ばれた方が、職場との板挟みで苦しむことは避けたいところです。「推薦委員会」で提出された公募書類の内容を確認する過程では、単組と十分相談をしながら進めます。また、必要に応じて、労連本部としても「職場の理解」が得られるための支援をしていきます。

③特別中央執行委員（女性役員枠）は、各単組の代表ではなく、労連全体を代表した仕事が期待されています。各単組の機関紙の原稿を書いたり、地連常任委員会に出席したりして、中央執行委員会の報告を行うことは、特別中央執行委員に求められている仕事ではないことをご理解いただければ幸いです。ただ、単組や地連内での話し合いで特別中央執行委員が自主的に取り組むことを妨げるものではありません。

④単組の執行委員会での機関決定は立候補段階では必ずしも求めません。労連役員選出にあたって、各単組内で必要な機関決定は、7月の労連定期大会で正式に選出された後でも結構です。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）　〒113－0033　文京区本郷2－17－17－6F
電話：03－5842－2201　この件に関する E-mail: shinken@shimbunroren.or.jp